

東京藝術大学次世代育成支援行動計画（第四次）

1. 趣旨

この行動計画は、次世代育成支援対策推進法及び男女共同参画社会基本法の趣旨に基づいて、職員のワークライフバランスを可能にする労働環境整備に対する東京藝術大学の行動計画を定めたものである。令和5年3月31日に終了した第三次行動計画を受けて、更なる労働環境整備を目指して策定する。子育てを行う職員はもとより、広く職員全体を対象に、長時間労働や残業の是正など働き方の見直しをほかり、職員が安心して働き続けることができる職場環境作りを目標とする。

2. 計画期間等

令和5年4月1日から令和10年3月31日

3. 計画の見直し

計画期間中において、社会の変化や計画の評価、職員からの要望等をふまえ、弾力的に変更できるものとする。

4. 目標と対策

（1）雇用環境の整備に関する事項

目標 1

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

【対策】

- ホームページやリーフレットにより、出産や育児のための休暇・休業制度の周知を行い、利用促進を図る。
- 育児休業を取得する職員の業務が円滑に行えるよう、代替要員の確保を行う。
- 育児休業、出生時育児休業の周知及び意向確認

目標 2

育児休業をしている職員の職業能力の開発及び向上のための情報提供

【対策】

- 育児休業取得職員がスムーズに職場復帰できるための、育児休業中における職場の情報提供を行う。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 3

長時間労働の削減のための措置の実施

【対策】

- 時間に対する意識改革を進め、長時間労働の削減を目指す。
- 会議、打ち合わせ等の時間短縮や、所定勤務時間内での実施に努め、定時退勤できる環境づくりを行う。
- 行事等で、やむを得ず所定勤務時間外に勤務する必要がある場合は、始業・終業時刻の変更を認めるなど、柔軟な勤務体制を整える。

目標 4

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

【対策】

- 管理監督者は、会議、打ち合わせ、行事等の日程設定に配慮する。
- 子供の学校行事、記念日、連休等に合わせて年次有給休暇を取得しやすい環境を目指し、周知を行う。